

学生会館の利用規則

寮生は、学生としての行動に自覚と責任を持ち、規則を守り、規律ある共同生活を行わなければなりません。

門限から開門まで

	項目	時間	注意事項	
1	管理室の受付	8:00~17:00	各届、連絡等は緊急の場合を除いてこの時間内に済ませてください。	
2	開門	6:30		
3	門限	23:00	止むを得ず門限に遅れる場合は、連絡してください。	
4	食事	朝食	6:30~8:30	ア 食事は必ず食堂で済ませてください。
		夕食	18:00~20:30	イ 什器備品は一切自室に持ち込まないでください。
5	入浴	17:30~23:00	23:00 以降の使用は出来ません。ただし、シャワーは午後3時から朝8時まで使用できます。	
6	ミニキッチンコーナー	6:30~23:00	自治会の使用規定に基づいて清潔に使ってください。	
7	ラント・リールーム	8:30~22:00	22:00 以降の使用は出来ません。	
8	ロビー・食堂・図書室	6:30~23:00	23:00 以降の使用は出来ません。共用部の使用であることに十分留意してください。	

外泊

- ① 外泊する場合は、「外泊届」を提出してください。
- ② 外泊届の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡をしてください。

居室訪問及び来客

- ① 来客があった場合は、ロビー又は食堂で応接してください。
 - ② 来客者の宿泊はできません。
 - ③ 来客者の居室への案内は館長の許可を取ってください。
- なお、無断で異性を居室に入室させた場合は退寮処分となります。

電話

居室の固定電話は必要に応じて各自で用意して下さい。(携帯電話等の使用は任意です。)

- ① 管理室を通じての電話は、保護者からの緊急の連絡以外は取次ぎません。
- ② 不在の場合の緊急連絡は、各自のメールボックスに貼っておきますので、帰館したときは必ず確認してください。

定休日

日曜日、祝祭日、夏季10日間、年末年始10日間については管理業務並びに給食の提供はありません。入浴と清掃業務は日数制限で行います。

アルバイト

- ① アルバイトをする場合は、事前に保護者の同意を得たうえで「アルバイト届」を提出し、館長の承認を得てください。
- ② 開門前、門限等に支障をきたすアルバイトは承認されません。

共同生活上のルール

- ① 階段の昇降、戸の開閉、廊下での立ち話、深夜早朝の話し声等には十分気をつかい、他の寮生及び関係者に対し、迷惑のかからないように心がけてください。
- ② 異性が入居する階には立ち入らないでください。
- ③ 音を出す楽器類の使用は禁止します。また、テレビ、オーディオ等は音量を下げ使用してください。
- ④ 館内の備品は一切部屋に持ち込まないでください。
- ⑤ 共有スペースでの喫煙、飲酒は禁止します。
- ⑥ 館内でのマージャン及び賭事行為は一切禁止します。また、金銭の貸借はお互いにしないでください。
- ⑦ 銃刀法や薬物関連の法令等に反するもの、または爆発性、発火性を有する物を保管することを禁止します。
- ⑧ 居室を不在にする場合は、必ず施錠してください。
- ⑨ 館内で集会開催、ポスター掲示等の際には、事前に館長の許可を受けてください。
- ⑩ 在館状況は玄関の表示板で確認しますので、外出及び帰館の際には、各自で表示を切り替えてください。
- ⑪ 来客、電話連絡等がある場合は、管理室の受付を円滑にするため、事前に管理室まで申し出ててください。
- ⑫ ゴミはきちんと分別のうえ、所定の場所に出して下さい。自分のゴミはミニキッチンのゴミ箱に捨てないでください（4品目電化製品・粗大ゴミ等を処分される場合は、有料となりますので、管理室まで申し出てください）。
- ⑬ 会館周辺は住宅地となっておりますので、食堂内でのテレビの音量、話し声には十分配慮してください。また、居室の窓を開放しての音響機器の使用及び話し声についても同様です。

安全、保健、衛生

- ① ペット類を館内で飼育することは出来ません。
- ② 本人又は他の寮生が病気になったり、火災の発生、盗難その他の事故があった場合には、至急館長に連絡し、指示に従ってください。
- ③ 防火、衛生施設の保全又は管理上必要が生じた場合、館長及び関係者が居室に立ち入るときは、これに従ってください。
- ④ 消防署から防災訓練等の指示があった場合は、全員参加してください。
- ⑤ 会館に設置している機器以外の火気器具は一切使用しないでください。
- ⑥ 非常口は非常時以外の出入りを禁止します。

電気器具等の使用

居室の電気容量及び防災上、使用を許可された物以外は持ち込まないでください。

- ① 次に掲げるものは、持込を許可されません。
電気ストーブ、電気炊飯器、電気コタツ、電気マット、電子レンジ、ガスコンロ、布団乾燥機
- ② 上記以外の電気器具等でアイロン、電気ポットのように不注意により火災を引き起こす原因となりうるものを持ち込む場合は、必ず館長の許可を受けてください。
- ③ 居室内で使用する電気は館内の「集中検針設備」により検針され、各自の負担となります。(毎月月末請求)

車両の使用

- ① 自転車の持ち込みは届出制です。
- ② 自動車、バイクの持ち込みはできません。

退寮

- ① 在寮期間は『入寮許可証』に記載されている期間となります。
- ② 在寮期間中にやむを得ず退寮する場合は、館長に報告の上、退寮予定日の1ヶ月前までに『退寮届』を提出してください。なお、退寮日が月の中途の場合は、その月の末日を退寮日とみなします。
- ③ 退寮の際は、居室及び備品について館長の点検を受けてください。万一破損、紛失があった場合は実費弁償となります。
- ④ 入寮金、寮維持資金は返金されません。

在寮期間の延長

在寮期間は原則2年間です。特別な事情のある場合は、延長が認められることもあります。

退寮処分

次の各号に該当する場合は、保護者及び保証人に連絡し、退寮処分となります。

- ① 無断外泊をした場合
- ② 門限を破った場合
- ③ 卒業、退学等により、学生の資格を喪失した場合
- ④ 寮費の納入を3ヶ月以上怠った場合
- ⑤ 会館の利用規則及び社会的ルールに違反し、著しく他の寮生及び会館関係者に迷惑をかけた場合
- ⑥ 理由の如何を問わず異性を部屋に入室させた場合

費用の詳細

項 目	金 額	内 容	
入寮資金 (入寮時のみ)	50,000 円	大規模改修等にかかる積立金とさせていただきます。 入寮金は返金されません。	
寮維持資金 (入寮時及び延長時)	50,000 円	寮室のクリーニング等の維持費とさせていただきます。 寮維持資金は返金されません。	
寮費	部屋代	35,000 円	朝・夕 2 食付です。 月途中の退寮の場合は、その月の末日を退寮日とみな しますので寮費の日割り計算は行いません。寮費の納 入期日は毎 15 日です。
	食費 共益費	45,000 円	
	自治会費	500 円	
合計	180,500 円		

その他の費用

項 目	
居室電気料	館内の集中検針設備により検針し、別途各自に請求します。
インターネット 利用料	希望者は当法人との個別契約 (24,000 円/年) となります。 (スピードアップ、CATV の利用は別途業者との個別契約が必要。)

欠食分の食材費返金制度について

食費のうち食材費は食べた分だけの支払いとし、欠食分の食材費を 1 ヶ月毎に集計して翌月に返金します。

- ① 「欠食届」を欠食する日の 3 日前 (日曜祝日を除いて計算) の午前中までに提出すること。
- ② 欠食届を基に厨房で食数を確認して食事を提供します。なお、予定の変更等で当日に欠食を取りやめたい場合は喫食することができます。(その逆は不可。①のとおり)
- ③ 返金額は、朝食 150 円、夕食 350 円で計算します。

【施設概要】

所在地：東京都豊島区要町 2-5-5 岩手県学生会館

電 話：03-3972-4783

交 通：東京メトロ有楽町線、副都心線 要町駅 2 番出口から徒歩 5 分

建 物：鉄筋コンクリート 5 階建

室 内：洋室 13.5 m² (全室個室)

定 員：90 名 (男子 50 名、女子 40 名)

室内設備：机、椅子、本棚、スタンド、ベッド、クローゼット、棚、ブラインド、洗面化粧台 (シャワー
水洗付)、鏡、エアコン、インターネット回線 (Wi-Fi 対応)、CATV 回線

共用設備：放送設備、エアコン、消火設備

共用備品：テレビ(食堂) 洗濯機、乾燥機 (有料)、コピー機 (有料)、パソコン、プリンター 他